

暮らしの情報

年末調整や確定申告には 社会保険料控除証明書を

**社会保険料控除には
証明書が必要です**

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告をする際は、今年1年間に納付した額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。この証明書（はがき）は社会保険庁から11月初旬に送付されます。

証明書の内容は、①本年1月から9月末までに納付された国民年金保険料額と、②年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、結果として、平成19年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。また、納付忘れ等がある場合

も、年内に納付すれば今年分の控除として申告することができ

ますので、領収書を添付または提示して申告してください。

家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方の所得税等の控除対象とすることができ、この場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

〈問い合わせ先〉

社会保険庁控除証明書専用ダイヤル

☎0570-009911

（平日午前9時～午後5時
平成20年3月14日まで）

ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

佐原社会保険事務所

☎0478-5511661

市役所保険年金課

☎62-5332

忘れていませんか 国保加入の届け出

日本では、安心してお医者さんにかかれるように、すべての人がいづれかの医療保険に加入することになっています。これを国民皆保険制度といいます。

国保（国民健康保険）もその一つで、職場の健康保険などに加入できない人は、国保に入ることが義務付けられています。

国保に加入する必要がある人は必ず届け出をしましょう。

【国保に加入する人】

◆お店などを経営している自営業の人

◆農業や漁業などを営んでいる人

◆パート、アルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人

◆外国人登録をしていて、1年以上日本に滞在すると認められた外国籍の人

◆退職して職場の健康保険などをやめた人

国保税は 制度を支える財源です

病気やけが等に備えてお金を出し合い、みんなで助け合おうというのが国保です。皆さんが納める国民健康保険税は、この制度を支える大切な財源です。誰もが安心して医療を受けられるよう、国保税は必ず納め

心豊かな福祉社会へ 第3回旭市社会福祉大会

毎年11月は、地域ぐるみ福祉のまちづくり推進月間です。「ふれあいと支えあいのある心豊かな福祉社会」を目指し、第3回旭市社会福祉大会を開催します。

当日は、大会式典、小中学生社会福祉作文の発表、記念講演を行います。

日時／11月13日（火）午後1時30分～4時

場所／東総文化会館・大ホール

入場／無料

記念講演／演題：「脳を鍛える活脳トレーニング」講師：篠原菊紀氏（諏訪東京理科大学共通教育センター教授）



〈問い合わせ先〉

社会福祉協議会（☎57-5577）



平成18年度
ポスターの部（中学生）
最優秀作品

〈問い合わせ先〉
新川汚染防止対策協議会（環境課内）
☎62-5328

私たちの郷土の川である「新川」の水質保全と汚染防止について、多くの方々に関心を持っていただくために推進大会を開催します。

日時／11月8日（木）午後2時

場所／東総文化会館・小ホール

内容／啓発作文・ポスター・標語入賞作品の発表と展示（小・中学生応募作品）、専門家による講演会など

※ご来場の方には、記念品（エコバッグ）を差し上げます。

新川汚染防止 推進大会開催

〈問い合わせ先〉
保険年金課
☎62-5331

ましょう。